

平成21年9月11日

市内地域密着型サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護指導課長

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律等の施行に伴う「法令遵守等の業務管理体制の整備及び届出」について

介護サービス事業者の不正事案の再発防止及び介護事業運営の適正化を図るため、「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」が平成20年5月に公布、平成21年5月1日に施行され、すべての介護サービス事業者について「法令遵守等の業務管理体制」の整備・届出が義務付けられました。

これに伴い、貴事業者におかれましては、**「同一市町村内にて地域密着型サービスのみを行う事業者」に該当すると思われるので**、本市へ必要な届出を行っていただきますようお願い申し上げます。

届出に必要な書類又は届出の方法については、別添「介護サービス事業者の業務管理体制整備の届出について」を参照いただきますとともに、**届出様式等については、NAGOYAかいごネットからもダウンロードが可能**ですので、そちらも参照いただきますようお願いいたします。

なお、貴事業者につき、他市町村に事業所を有するなど、届出先が本市以外に当たる事例がございましたら、お手数ですが下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

届出方法及び届出期間について

・届出先

郵送にて、下記までお送りいただきますようお願いいたします。

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局介護指導課指定指導係

・届出期間

9月30日までにご提出いただきますようお願いいたします。

介護指導課指定指導係

担当:山田

TEL972 - 2592